

収 用 委 員 会	労 働 委 員 会	警 察 本 部 長 会	公 安 委 員 会	監 査 委 員 会	人 事 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	教 育 委 員 会	議 会	知 事										実 施 機 関 名
									小 計	出 納 局	建 設 交 通 部	産 業 経 済 労 働 部	農 林 水 産 部	生 活 環 境 文 化 部	健 康 福 祉 部	学 術 国 際 部	総 務 企 画 部	知 事 公 室	
○	○	四四	○	○	○	一、五六二	二五九	四	一、七四一	四、八六二	四、三六六	一六三	一四九	三二八	二、〇五九	五	六三〇	一八九	請求件数
○	○	一〇	○	○	○	一、二二二	六七	四	六、五一七	三六	四、二八五	一五七	一三六	一三四	一四八〇	三	一〇二	一八四	公開
○	○	三〇	○	○	○	三〇五	一七二	○	五、九九七	四、八二六	四九	五	一三	一八二	三九二	二	五二三	五	部分公開
○	○	四	○	○	○	三五	二〇	○	二二七	〇	三二	一	〇	二	一八七	〇	五	〇	非公開

海 区 漁 業 調 整 委 員 会	○	○	○	○
内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	○	○	○	○
公 営 企 業 管 理 者	○	○	○	○
地 方 独 立 行 政 法 人	○	○	○	○
計	一四、六一〇	七、八二〇	六、五〇四	二八六

二 不服申立ての状況

〔実施機関の決定について、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく不服申立てがあったものは、次のとおりである。〕

諮問番号	不服申立て年月日	件 名	秋 田 県 情 報 公 開 審 査 会		年月日	内 容
			諮問年月日	答申年月日		
八七	平成一八・二二・一七	地価調査基準地の計測方法等に 係る文書の非公開決定（不存 在）に対する異議申立て	平成一八・一二・二七	平成一九・六・一	非公開決定（不存在） （答申四九号）	平成一九・六・二二 棄却
八八	平成一九・二・七	所管する公益法人に係る文書の 非公開決定（不存在）に対する 異議申立て	平成一九・二・二一	平成一九・八・七	非公開決定（不存在） （答申五〇号）	平成一九・八・一四 棄却
八九	平成一九・四・二五	国民健康保険審査会に係る文書 の部分公開決定に対する異議申 立て	平成一九・五・一七	平成一九・一一・一六	部分公開決定は、一部公開が 妥当（答申五一号）	平成一九・一一・二六 一部認容

秋田県告示第四百七十五号

秋田県個人情報保護条例（平成十二年秋田県条例第百三十八号）

第五十条の規定により、平成十九年度における同条例の運用状況を次のとおり公表する。

平成二十年十一月十四日

秋田県知事 寺田典城

一 文書による開示請求件数及び開示に関する決定の状況

実 施 機 関 名	請 求 件 数	決 定 の 状 況 (件数)	
		開 示	非 開 示

公 營 企 業 管 理 者	内 水 面 漁 場 管 理 委 員 会	海 区 漁 業 調 整 委 員 会	収 用 委 員 会	労 働 委 員 会	監 査 委 員	人 事 委 員 会	選 挙 管 理 委 員 会	教 育 委 員 会	議	知 事									
										小 計	出 納 局	建 設 交 通 部	産 業 経 済 労 働 部	農 林 水 産 部	生 活 環 境 文 化 部	健 康 福 祉 部	学 術 国 際 部	総 務 企 画 部	知 事 公 室
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	○	一	○	○	○	一	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	二	○	一	○	○	○	一	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	一	○	○	○
○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	一	○	○	○	○	○	一	○	○	○

労働委員会	収用委員会	海区漁業調整委員会	内水面漁場管理委員会	公営企業管理者	地方独立行政法人	計	五、七二九	一四	五、七二九	一四	〇	〇	〇	〇	〇	〇
-------	-------	-----------	------------	---------	----------	---	-------	----	-------	----	---	---	---	---	---	---

三 訂正の請求の状況
 実施機関が保有する個人情報情報の訂正の請求は、なかった。
 四 是正の申出の状況
 実施機関が保有する個人情報情報の取扱いは是正の申出は、なかった。
 五 事業者に対する指導状況
 事業者に対する指導及び助言、説明又は資料の提出の要求、是正の勧告並びに事実の公表は、なかった。

六 不服申立ての状況
 実施機関の決定について、行政不服審査法（昭和三十七年法律第六十号）の規定に基づく不服申立ては、なかった。

こととされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助及び介護支援給付のための介護を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。
 平成二十年十一月十四日
 秋田県知事 寺田典城

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サービスの種類	指定年月日
通所介護 ゆめのさと	企業組合 やまびこケアセンター 代表理事	大仙市協和荒川字宮田十五番地一	通所介護、介護予防通所介護	平成二十年十月一日
企業組合 やまびこケアセンター	企業組合 やまびこケアセンター 代表理事	大仙市協和荒川字宮田十五番地一	介護予防訪問介護	平成二十年十月一日
医療法人明和会 大曲中通病院	医療法人明和会 理事長	大仙市大曲上柴町六番四号	介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導	平成二十年九月二十七日
さんぽみちサービス中仙	グループホームさんぽみち 取締役	大仙市長野字太田袋一一一	訪問介護	平成二十年九月一日

秋田県告示第四百七十七号
 生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二の規定により、次

のとおり指定介護機関から変更の届出があったので、同法第五
 五条の二第二号の規定に基づき、告示する。

平成二十年十一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

名 称	開設者氏名又は名称		所 在 地	変 更 事 項		サービ スの種 類	変 更 年 月 日
	医療法人明和会 大曲中 通病院	医療法人明和会 理事長		大仙市大曲上栄町六番四号	変 更 前		
				大仙市大曲上栄町四番 三号	大仙市大曲上栄町六番 四号	訪問リハビリテ ーション、居宅療 養 管理指導	平成二十年九月二十七日

秋田県告示第四百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規
 定により、米代川地域森林計画を変更するので、同法第六條第一
 項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を
 縦覧に供する。
 平成二十年十一月十四日

- 一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
 米代川森林計画区 米代川地域森林計画変更計画書の案及び
 森林計画図の案
- 二 縦覧期間 平成二十年十一月十四日から同年十二月十五日ま
 で
- 三 縦覧場所 農林水産部秋田スギ振興課及び各地域振興局農林
 部森づくり推進課

秋田県告示第四百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規
 定により、子吉川地域森林計画を変更するので、同法第六條第一
 項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を
 縦覧に供する。
 平成二十年十一月十四日

一 道路の区域及び供用開始の区間

道 路 種 類	旧 新 別		路 線 名	区 間	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）
	旧	新				
県 道			横手東由利線	横手市雄物川町会塚字樋向一八九番四から一四一番三まで	一八・〇〇〇～一九・〇〇〇	〇・〇三三
			横手東由利線	横手市雄物川町会塚字樋向一八九番一から一四一番一まで	二二・九〇〇～二三・四〇〇	〇・〇三三
			横手東由利線	横手市雄物川町会塚字樋向八七番三から八六番三まで	一八・六〇〇～一八・八〇〇	〇・〇三三

定により、雄物川地域森林計画を変更するので、同法第六條第一
 項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を
 縦覧に供する。
 平成二十年十一月十四日

- 一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
 雄物川森林計画区 雄物川地域森林計画変更計画書の案及び
 森林計画図の案
- 二 縦覧期間 平成二十年十一月十四日から同年十二月十五日ま
 で
- 三 縦覧場所 農林水産部秋田スギ振興課及び各地域振興局農林
 部森づくり推進課

秋田県告示第四百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第四項の規
 定により、子吉川地域森林計画を変更するので、同法第六條第一
 項の規定に基づき、次のとおり公告し、当該地域森林計画の案を
 縦覧に供する。
 平成二十年十一月十四日

縦覧に供する。
 平成二十年十一月十四日

- 一 森林計画区の名称及び縦覧に供する書類
 子吉川森林計画区 子吉川地域森林計画変更計画書の案及び
 森林計画図の案
- 二 縦覧期間 平成二十年十一月十四日から同年十二月十五日ま
 で
- 三 縦覧場所 農林水産部秋田スギ振興課及び各地域振興局農林
 部森づくり推進課

秋田県告示第四百八十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条の規定に基
 づき、次のとおり道路の区域を変更し、供用を開始する。
 平成二十年十一月十四日

秋田県知事 寺 田 典 城

新	横手東由利線	横手市雄物川町会塚字樋向八七番一から八五番一まで	一三三・〇〇一三三・二一〇	〇・〇三二一
---	--------	--------------------------	---------------	--------

二 供用開始の期日 平成二十年十一月十四日
 三 道路の区域及び供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成二十年十一月十四日から同月二十七日まで

秋田県告示第四百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
 平成二十年十一月十四日

道路の種類	路線名	区 間
県 道	日三市角館線	仙北市角館町山谷川崎字高屋三六番から三五番一まで

一 供用開始の区間 秋田県知事 寺 田 典 城
 二 供用開始の期日 平成二十年十一月十七日
 三 供用開始の区間を表示した図面を縦覧する場所及び期間
 (一) 場所 建設交通部道路課
 (二) 期間 平成二十年十一月十四日から同月二十七日まで

公 告

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
 平成二十年十一月十四日

- 一(一) 落札に係る物品の名称及び数量 秋田県知事 寺 田 典 城
 結核検診車 一台
- (二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号
- (三) 落札者を決定した日 平成二十年十月十七日
- (四) 落札者の名称及び住所

株式会社大塚商店 秋田市保戸野中町一番十七号

落札金額 五千三百五十六万五千五百五十円

(六) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日 平成二十年九月五日

(二) 落札に係る物品の名称及び数量 除雪グレーダ(四メートル級G二) 二台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号

(二) 落札者を決定した日 平成二十年十月二十三日

(四) 落札者の名称及び住所 キャタピラー東北株式会社秋田支店 秋田市川尻町字大川

(五) 落札金額 反二百三十三番九十号 四千九百三十五万円

(六) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日 平成二十年九月二十六日

(三) 落札に係る物品の名称及び数量 除雪グレーダ(四メートル級G二) 一台

(二) 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 出納局総務事務センター 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日 平成二十年十月二十三日

(四) 落札者の名称及び住所 キャタピラー東北株式会社秋田支店 秋田市川尻町字大川

(五) 落札金額 反二百三十三番九十号 二千四百四十六万五千円

(六) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

(七) 一般競争入札の公告を行った日 平成二十年九月二十六日

一三三・〇〇一三三・二一〇

特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成七年政令第三百七十二号)第十一条の規定に基づき、公示する。
 平成二十年十一月十四日

一 特定役務の名称及び数量 秋田県教育委員会IT化推進事業に係る小中学校端末等賃借
 二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 教育庁総務課総務事務センター準備室 秋田市山王四丁目一番一号

(三) 落札者を決定した日 平成二十年十月十六日

(四) 落札者の名称及び住所 株式会社アイシーエス秋田支店 秋田市山王二丁目一番五十四号

(五) 落札に係る金額 四千四百四十五万二千八百円

(六) 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

(七) 特別政令第七条の規定による公示を行った日 平成二十年九月五日

教育委員会規則

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備等に関する規則をここに公布する。
 平成二十年十一月十四日

秋田県教育委員会委員長 北 林 真知子

秋田県教育委員会規則第十五号
 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する規則の整備等に関する規則

(秋田県教育委員会行政組織規則の一部改正)
第一条 秋田県教育委員会行政組織規則(昭和六十一年秋田県教育委員会規則第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十四号中「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人」を「公益法人等」に改める。

(秋田県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)
第二条 秋田県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和六十年秋田県教育委員会規則第六号)は、廃止する。

第三条 市町村立学校職員の給与等に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十三号)の一部を次のように改正する。

目次中「公益法人等に派遣された職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第一条中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第五十条第一項第五号及び同条第二項中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第五十三条中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第五十四条第二号及び第五十六条の三中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第五十七条の八の三及び第五十八条の五第三項第一号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第六十一条第三項並びに同条第四項第一号及び第三号中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

第六十七号、第六十八号第五号及び第六十八号の五第二項第七号中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第九章の三の章名を次のように改める。

第九章の三 公益的法人等派遣職員の復帰時における処遇等

第七十四条の六中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に、「公益法人等に派遣された職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第七十四条の七の前の見出し、同条第一項及び第七十四条の八中「公益法人等派遣職員」を「公益的法人等派遣職員」に改める。

第七十四条の九、第七十四条の十及び第七十四条の十一中「公益法人等派遣法」を「公益的法人等派遣法」に改める。

別表第十の二の備考中「~~公益的法人等派遣法~~」を「~~公益的法人等派遣法~~」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部改正)
第四条 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する規則(平成十八年秋田県教育委員会規則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第七号(六)中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改め、同条第八号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

第四条第一項第三号中「公益法人等派遣条例」を「公益的法人等派遣条例」に改める。

(市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部改正)
第五条 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則(昭和三十二年秋田県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一号中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に、「公益法人等派遣」を「公益的法人等派遣」に改める。

第十七条の二第一項第三号及び第十七条の四第二項中「公益法人等派遣」を「公益的法人等派遣」に改める。

(市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則の一部改正)
第六条 市町村立学校職員の通勤手当に関する規則の一部を改正する規則(平成十六年秋田県教育委員会規則第六号)の一部を

次のように改正する。

附則第二項中「公益法人等への職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例」に改める。

附則 1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十二条第二項に規定する特例民法法人に係る第二条の規定による廃止前の秋田県教育委員会の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則第三条から第十四条までの規定の適用については、なお従前の例による。

市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年十一月十四日
秋田県教育委員会委員長 北林 真知子

秋田県教育委員会規則第十六号
市町村立学校職員の給与等に関する規則等の一部を改正する規則

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部改正)
第一条 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「同表」を「級別資格基準表」に改め、同条第二項第四号中「一」を「いずれかに」に、「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫(以下「公庫」という。)」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

第十八条第三号中「公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部改正)
第二条 市町村立学校職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則(平成十八年三月三十一日公布)の一部を次のように改正する。

附則第十二項第四号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

(市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定

める規則の一部改正)

第三条 市町村立学校職員の給与等に関する条例及び義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例附則第七項から第九項までの規定による給料を定める規則の一部を次のように改正する。

第二条第十号中「公庫の予算及び決算に関する法律(昭和二十六年法律第九十九号)第一条に規定する公庫」を「沖縄振興開発金融公庫」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

秋選管告示第九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第八条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十年十一月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

五十分の一の数 一八、八一六

三分の一の数(選挙権を有する者の総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数) 二二三、四六五

秋選管告示第九十二号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条の規定による選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合)は、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。

平成二十年十一月十四日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一

選挙区別

秋田市 八九、五三九

能代市山本郡 二六、九七四

正 誤	<p>横手市 二八、五六六</p> <p>大館市 二二、七八八</p> <p>男鹿市 九、九〇五</p> <p>湯沢市雄勝郡 二一、〇三二</p> <p>鹿角市鹿角郡 一一、九七八</p> <p>由利本荘市 二四、四四〇</p> <p>潟上市 九、七四四</p> <p>大仙市仙北郡 三二、三五九</p> <p>北秋田市北秋田郡 一一、八八三</p> <p>にかほ市 七、八七〇</p> <p>仙北市 八、八一三</p> <p>南秋田郡 七、七〇九</p>
------------	--

(印刷誤り)

平成二十年十一月十一日(第二千二十九号)掲載

秋田県告示第四百七十二号は、第四百七十六号の誤り

秋田県告示第四百七十三号は、第四百七十七号の誤り

発行者 秋 田 県

印刷所 秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松原印刷社

印刷者 秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松原印刷社

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松原印刷社

電話(0182)8766 F A X(0182)8766

E-mail:matsubar@mtsbarahns.co.jp